ニュースナビ News Navi
2014年 8月号

今月のテーマ

障害児支援の行方
「在り方検討会」の議論から

■在り方検討会とは

障害児福祉分野は、2012年4月の改正児童福祉法施行から3年目を迎えました。障害別の通園施設等が障害種別を問わない児童発達支援などに再編され、地域支援を強化するため、障害児相談支援事業や保育所等訪問支援事業が新設されました。

厚生労働省障害保健福祉部は、新制度の今後の課題を探るため、今年1月末に「障害児支援の在り方に関する検討会」（柏女霊峰座長、以下、「検討会」）を設置しました。5月中旬までに、新制度移行状況や利用者、予算の推移などに関する厚労省説明、19団体からのヒアリングが行われ、7月には、報告書がまとまる予定です。

検討会開始にあたり厚労省は、①児童発達支援センターの役割（地域支援機能のあり方、他分野も含めた関係機関との連携）、②その他の障害児通所支援のあり方、③障害児入所支援のあり方の3点を検討事項として提示しました。2008年の障害児支援の見直しに関する検討会による報告書は、施設・事業再編という法改正に向けたものでしたが、今次検討会の結論は新制度の枠組みを変更するものではありません。しかし、報告書を根拠にした政省令や報酬の新設・改定が予定されており、2015年度以降、現場のすみずみに影響が及ぶことになります。また、施行準備がすすんでいる子ども・子育て支援法との関係を意識した議論となっているのも、今次検討会の特徴です。

第9回検討会（6月27日）段階の議論を概観し、問題点や今後の課題を述べます。

■新制度への移行状況

〈厚労省の説明から〉

・障害児通所支援利用者の伸びが著しい（12年4月8・6万人→14年1月14万人）。障害児支援全体に関係する国の予算も増加（12年522億円→13年840億円）。

・障害児通所支援の各事業は、移行・新規を含めて児童発達支援センター福祉型が410ヵ所、医療型が116ヵ所（14年1月）。放課後等デイサービスは4102施設で「着実に整備がすすんでいる」が「整備状況に地域格差があるとの指摘」がある。

・保育所等訪問支援を行う事業所は443ヵ所だが、実際に実施しているのは247ヵ所で（13年12月）「十分な体制は整っていない」。

・障害児相談支援による「障害児支援利用計画案」作成状況は、通所支援利用者の32・1％（14年3月）。15年4月からは支給決定の前提要件となるので体制整備が必要。

〈再編後の量的整備〉

たとえば児童発達支援センター数は、旧知的障害児通園施設と旧難聴幼児通園施設の合計よりも100ヵ所以上増えています。新しくできた施設もあります。ただし、圏域や自治体ごとの整備状況については不明です。地域での支援の強化が強調されてはいるものの、福祉保健圏域や市レベルでの施設・事業の実態を明らかにしようとする方向性はみえません。人口過疎地域や離島にすむ親子の療育への願いは、厚労省による実態把握の枠外におかれたままです。

第4期障害福祉計画（2015～18年度）からは都道府県・市町村がたてる計画の中に、障害児支援への対応が求められることになっていますが、「自治体がやるべきこと」という国の責任逃れにならないよう、人口の少ない自治体等への特別な支援策が求められます。

〈放課後等デイサービス〉

放課後等デイサービスは、スタートから2年余で障害児支援施策の中でも「最大の事業」となりました。事業所数、利用児数だけではありません。個別給付として支払われる公費の総額も入所支援を含めた障害児給付費全体の57・2％を占めるにいたっており、今後、事業内容の質や職員の専門性をめぐる議論は必至となるでしょう。

検討会では、保護者の就労やレスパイトケアなどとの関わりと同時に、訓練的な内容を求める発言もみられます。報酬や職員配置などの改定のみならず、保護者、学校関係者も含めて、「子どもにとっての放課後」について、議論の輪を広げていく必要があります。

■子ども・子育て支援 制度と障害児

報告書案には、子ども・子育て支援制度にかかわる議論の途中経過が紹介され、「障害児の支援につながる取組の制度化」として歓迎されています。しかしその内容は、市町村による現行の障害児保育のしくみより保育条件を悪化させる可能性を含んでいます。

たとえば、保育所では障害児を受け入れた場合で主任保育士などが関係機関との連携をとるために時間をさく間に「補助する者を配置」など条件を厳しくしている一方で、市町村の裁量で実施される地域型保育事業への誘導策がみられます（小規模保育や家庭的保育で受け入れた場合は「障害児2人に対して保育士1人を配置」、家庭訪問型保育での障害児等への対応の充実など）。

子どもの発達に欠かせない集団生活の場としての保育所・幼稚園という位置づけを明確にした制度を求めて声を届けることが大事なときだといえます。

■問われる療育の専門性

報告書案は、「『発達支援』が必要な子どもの支援はどうあるべきか」をサブタイトルに、インクルージョンや合理的配慮などを基本的理念に掲げています。そして、子育て支援一般を基本に、特別な支援が必要な場合にバックアップすること（後方支援）が障害児支援の専門性だという考え方を前面に打ち出して今後のあり方を提言するという方向にまとまりつつあります。この点で強調されるのが「縦横連携」です（図）。旧検討会がいうライフステージに応じた切れ目のない支援＝「縦の連携」をふまえ、今回は関係者間のスムーズな連携、すなわち「横の連携」を加えた「縦横連携」を提案しています。

この連携の中核となるのが児童発達支援センターであるとして、「専門的な知識・経験を地域に還元する」ために、保育所等訪問支援と障害児相談支援の指定を受けることが促進される措置を提言。当初検討されていた両事業の義務化には至らないものの、指定基準や報酬上の措置がとられることになるでしょう。保育所等訪問支援については、訪問対象の拡大、医療機関や実績ある保育所を実施機関に加えることも求めています。

また、注目された放課後等デイサービスの質については、「どのような発達支援が行われるべきか」をガイドライン等で示し問題に対応すべきだとしています。

検討会では、乳幼児期に大切な活動を十分に保障するための集団療育の場を、小さな自治体にもつくっていこうという意見は聞かれません。「後方支援」機能を充実するだけでなく、子どもが毎日通いたくなるような療育がセンターで実践できる体制を求めていく必要があります。

障害児支援の「グランドデザイン」：「縦横連携」の全体のイメージ

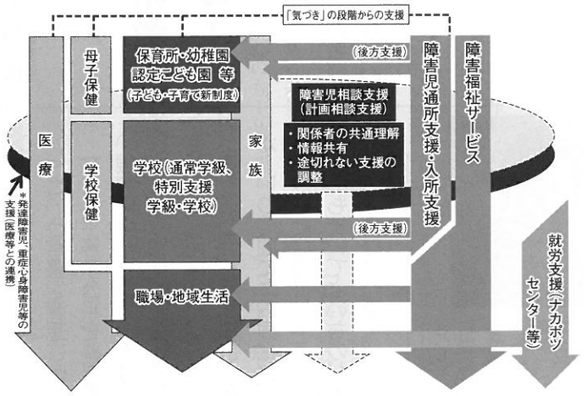

第7回検討会配布資料より。
検討会のホームページには、配付資料、議事録が公開されています。
http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000036492.html

中村尚子（なかむら たかこ）
立正大学